

商工業省商標特許部 (クウェート) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

略語のリスト

国内官庁： 商工業省商標特許部 (クウェート)

指定（又は選択）官庁 KW	商工業省商標特許部 （クウェート） 国内段階に入るための要件の概要	概要 KW
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：クウェート・ディナール（KWD） 出願手数料 ¹ …………… KWD 40 個人による出願 KWD 80 企業による出願	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	出願人が学生の場合、出願手数料は50%減額される	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

KW	商工業省商標特許部 (クウェート) (続き)	KW
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{2,3}</p> <p>出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する宣言書^{2,3}</p> <p>先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する宣言書^{2,3}</p> <p>国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類²</p> <p>出願人がクウェートに居住していない場合には代理人の選任²</p> <p>代理人の選任書面(選任書又は委任状)²</p>	
誰が代理人として行為できるか?	国内官庁に対して実務するために登録された弁理士若しくは特許代理人、又は国内官庁に対して手続する法的資格を有する者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

² PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の受領日から90日以内に要件を満たすよう出願人に求める。

³ 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。